

予防行政を守り育てる自覚を

予防行政が敬遠されている

「職員が予防行政をやりがらなくなって困っている。」と聞くようになって随分経つ。最近では、そんな嘆き声すらあまり聞こえて来なくなった。当たり前になり過ぎたからなのか、それが「嘆くべきこと」だとわかる人がリタイアなどで少なくなってしまったからなのだろうか。

旅館・ホテルや病院・福祉施設、デパートなどで多数の死者を伴う火災が頻発していた時代は、予防行政は花形だった。多数の死者が出た原因を究明し、対策を立て、法令強化の必要性を訴え、法令が強化されれば遡及適用により既存の防火対象物の安全強化を図る、という仕事は、大変だがやりがいがあった。多くの人材が予防行政に投入され、既存遡及の徹底や違反の是正に汗を流した。

その効果は絶大で、昭和の時代の終わる頃には、多数の死者を伴う火災は減多に発生しなくなった。その分、ビル火災がマスコミで取り上げられる機会が減り、消防機関の中でも地味な存在になっていったという面はありそうだ。

敬遠の理由

予防行政は、近年、複雑になり難しくなっている。多数の死者を伴う火災が発生するたびに規制が改正強化され、新しい技術を受け入れられるよう技術基準が精緻化され、一方で規制緩和の大波を受けて、安全性を損なわないと考えられる部分だけが限定的に合理化された。さらに、性能規定が導入され、現場に大きな変革を強いなくても済むよう注意深く措置された分だけ条文が複雑になった。

法令集も分厚くなった。新たに予防行政の担当に

なった職員は、条文を読むだけでも大変だろう。さらに告示や通知や行政実例の積み重ねもある。行政に説明責任を求めることが当たり前になったが、予防担当者が防火対象物の関係者を納得させられるように説明できるほど理解を深めることは、どんどん難しくなって来ている。

あれやこれやで、予防行政担当職員は大変だが、手当が増えるわけではない。交代制勤務の職員に比べると、出勤手当などが減り、非番などの事実上の休日もなくなり、昇任試験の勉強をする時間も取れなくなるため、経済的にも勤務環境的にも昇任の面などでも、割を食った状況になる。予防行政が敬遠されるのも無理からぬところだ。

予防人員や組織の削減

救急需要が急増し、防災や国民保護など危機管理業務が消防の担当になって来ているのに、地方財政窮乏の中、消防の予算や人員はむしろ圧迫されている。消防機関の中で人員をやりに繰り返すなら、交代制勤務の職員よりは日勤の職員の方がやりやすい。どうしても予防人員は先に合理化の対象となりがちになる。予防行政が大事だということはわかっているけれども、多くの消防本部で、人員的にも組織的にも予防行政が削減傾向になっていることは否めない。消防行政の中で予防行政が果たしてきた役割を良く知らなければ、予防行政を厄介者扱いする幹部さえ出かねない状況になっている。

予防行政は消防の財産

それで良いのだろうか。

阪神・淡路大震災以降、消防に期待される業務は拡大する一方だ。大きな被害を伴う地震が相当の頻



度で起きるようになってきているし、集中豪雨の頻度が急増し、河川の氾濫や崖崩れなども頻発するようになってきている。テロの脅威も「想定の世界」だけとはいなくなってきた。それらのすべてに、消防の持つ高度な災害対応能力が期待されており、それが予防行政に職員の目が向かなくなって来た一因ともなっている。

しかし、考えてみれば、それらはすべて他の行政のつけを回されているだけ、とも言える。上に述べたような災害を防ぐのは、国土交通行政、警察行政、外交などであって、消防行政ではない。それらの行政が十分でなかったために生じた災害で、危険を冒して救助活動等を行うのが消防隊の役割となっている。

消防機関である以上やむをえないと思うかも知れないが、建物火災や危険物火災についてはそうではないことを思い起こしてほしい。予防行政があるからだ。火災が発生しないよう、また火災が発生した場合に被害を最小限に抑えられるよう、さらには消防活動が行いやすいよう、あらかじめ建物や危険物施設を規制する権利を、消防が法律上有しているのだ。

戦前はそうではなかった。火災についても、危険な現場に出動し消火活動することだけが消防の役割だったのだ。戦後、新生自治体消防が、建物火災や危険物火災を予防するための行政権限を手に入れたとき、当時の自覚ある消防人たちがどんなに喜んだことか。

消防は、戦後ようやく手に入れたそれらの権利を駆使し、法令体系や技術基準の整備と歩調を合わせ、人材を養成し体制を強化することによって、多数の死者を伴う火災の発生を防ぎ、消防隊員が危ない火災現場に出動する機会を自ら減らして来たのだ。

このように、消防の持っている「予防行政」とい

う行政権限は極めて貴重なものだ。諸外国を見ても、これだけの行政権限を有しているのは日本の消防だけだ。

予防行政を守り育てる努力を

貴重であることは「脆い」ということでもある。たとえば「消防同意制度」は、今の消防関係者は「あって当たり前のもの」と思っているかも知れないが、大きな間違いだ。

消防同意は、戦後消防がようやく獲得した大きな権限で、建築確認における行政機関の内部行為として位置づけられていたが、建築確認が民間開放されたため、今や法律的には中途半端な位置づけになっている。「消防同意」を民間機関が行うことができないのは自明だが、設計が法令基準に適合しているかどうかをチェックするだけ（羈束行為）であれば、「消防同意」でなく「消防確認」で十分だし、消防確認なら民間開放も可能だ。現在、何の疑問もなく行っている消防同意だって、民間開放までは後一歩しかないのだ。

消防機関が「予防行政が大切だ」と自覚し、組織の中での位置づけを高くし、組織全体で意識的に大事に守り育てていかなければ、行政改革の荒波の中で消防同意制度がなくなるのなど、アツという間だ。その時になって、失ったものの大きさに気付いても遅い。

法目的を達成するために国民の権利を制限し義務を課すことを「行政」というなら、消防の現場で「行政」と言えるのは予防だけだ。

自治体消防60周年を迎えた今、消防にとって予防行政が極めて大切な財産であることを改めて認識し、消防人みんなですり育てていくことが必要だと思う。